- *厚生労働省のホームページなどを参考にまとめました。
- *詳細や不明な点は直接ホームページなどで確認してください。
- *前回掲載時より変更になった項目は太字で記載しました。

1. 妊娠・出産・育児に関わる主な法律

■育児・介護休業法:仕事と育児・介護の両立を支援するための法律

対象者:子を養育する男女労働者 *家族の介護についても同じ項目あり

権利	を食用する男女ガ惻白 * 家族の川護についても同じ	利用するには
 育児休業	・原則、子が 1 歳(保育所等に入所できない等の理由がある	労働者が1か月前までに期間を申し
(いわゆる育休)	場合は1歳6か月、1歳6か月到達時点でもなお保育所等	出る(男性にも適用可能)。1歳6か
(VM)PSHM)	に入所できない等の理由がある場合は2歳)に達する日ま	月、2歳まで延長する場合は2週間
	一での連続した期間	前までに申し出る。
	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	的なくに中の田る。
	児休業は別に原則各1回取得可能)	
産後パパ育休	・産後休業していない労働者が、原則として出生8週間以	
(出生時育児休	内の子を療育するためにする休業	
業)	・原則、子の出生後8週間以内の期間内で通算4週間(28	休業開始予定日の2週間前までに申
	日)まで ※育児休業とは別に取得可能	出
	・子1人につき2回(2回に分割する場合はまとめて申出)	
子の看護休暇	・小学校就学前の子が病気・けがをした場合、子の看護の	申し出は口頭でも可
	- ため1年に5日まで、休暇の取得が可能	配偶者が専業主婦でも利用可
	・1日単位または時間単位で取得が可能	
時間外労働の制	・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が	
限	その子を養育するために請求した場合には、事業主は、事	
	業の正常な運営を妨げる場合を除き、制限時間(1か月24	
	時間、1年150時間)を超えて時間外労働をさせてはなら	開始日の1か月前までに、書面等に より請求
	ない	より調水
	・1回の請求につき、1か月以上1年以内の期間/請求回数	
	に制限なし	
深夜労働時間の	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がそ	
制限	の子を養育するために請求した場合、事業主は、事業の正	
	常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時ま	開始日の1か月前までに、書面等に
	での間において労働させてはならない	より請求
	・1回の請求につき、1か月以上6か月以内の期間/請求回	
	数に制限なし	
勤務時間短縮等	・3歳に満たない子を療育する労働者に関して、1日の所	
の措置	定労働時間を原則として6時間とする短縮勤務制度を設け	
	なければならない	
	・短時間勤務制度を講ずることが困難な労働者については、	本人の請求
	次のいずれかの措置を講じなければならない(育児休業に	
	関する制度に準ずる措置/フレックスタイム制/始業・終業	
	時刻の繰上げ、繰下げ/事業所内託児施設の設置など)	

■労働基準法:働く女性の母性保護のための条項がある

対象者:女性労働者

権利	権利の内容	利用するには
産前産後休暇 (第 65 条)	産前休暇:予定日の6週間前 (予定日は 含まれる 。多胎妊娠は14週前) 産後休暇:出産の翌日より8週間 (ただし、6週間前は強制的休暇)	本人の請求
危険有害業務の 就業制限 (第 64 条の 3)	妊産婦(妊婦および産後 1 年未満の女性)の危険有害業務の就業を制限 ① 重量物を取り扱う業務 ② 有毒ガスを発散する場所での業務 ③ その他妊婦・出産・保育に有害な業務	産後 6 週以降は 本人の請求
軽易業務転換 (第65条の3) 変形時間外労働制 の適用制限 (第66条の1) 時間外・休日労働、 深夜業の禁止 (第66条の2,3)	危険有害業務以外の業務でも、妊娠中の女性の請求により、使用者は軽易な業務へ変換させなければならない。 1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできない。 妊産婦の時間外・休日労働・深夜業の免除を請求できる。	本人の請求
育児時間 (67条) 生理休暇 (67条)	生後満 1 年に満たない生児を育てる女性は 1 日 2 回各々 少なくとも 30 分、その生児を育てるための時間を請求することができる。 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、 生理日に就業させてはならない。	

■男女雇用機会均等法:働く女性の母性健康管理のための条項がある

対象者:女性労働者

権利(法律)	権利の内容	利用するには
通院休暇	妊産婦は保健指導や健康診査を受ける時間を確保するた	
(第12条)	めに休暇をとることができる。	
	〈回数〉妊娠 23 週まで 4 週に 1 回	
	妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に1回	本人の請求
	妊娠 36 週から出産まで 1週間に1回	
	出産後1年以内 医師や助産婦が指示する回数	
	* 医師や助産婦からの指示がある場合はその指示に従う。	
通勤緩和、	妊娠中及び出産後の女性労働者が医師などから指導を受	
妊娠障害休暇	けた場合、事業主は必要な措置を講じなければならない。	
(第13条)	①つわりの悪化や早産につながる通勤時のラッシュを避	
	けるための通勤緩和 ②休憩時間の延長、休憩回数の増	 医師の指導による本人の請求
	加 ③症状に応じた作業の制限、勤務時間の短縮、休業	区間の旧等による本人の明本
	などの措置	
	医師の指導がなくても、本人の請求があった場合、事業主	
	は医師などの判断を求め、対応しなければならない。	
婚姻・妊娠・出産な	事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したこ	
どを理由とする不	とを退職理由として予定する定めをしてはならない。	
利益取扱いの禁止		
(第9条)		